

## 令和4年第5回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月26日(木) 午後1時30分～午後1時50分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員等  
教育長 玉川 良雄  
委員 江口 雄二  
委員 白木 正博  
委員 林 哲人  
委員 木佐谷 真理子
- 4 会議に出席した事務局職員  
教育部長 河村 貴子  
教育次長 今谷 昌博  
学校教育課長 藤田 康伸  
学校給食課長 小林 政幸  
生涯学習振興課長 引頭 康行  
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 白木 正博 林 哲人
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
  - (1) 議案第12号 下松市社会教育委員(下松市公民館運営審議会委員併任)の委嘱について
  - (2) 議案第13号 下松市文化財審議会委員の委嘱について
  - (3) 議案第14号 下松市人権教育推進委員の委嘱について
  - (4) 報告第17号 下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について
- 9 会議の付議の顛末

○**教育長** それでは、令和4年第5回下松市教育委員会会議定例会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、白木委員、林委員でお願いいたします。

それでは、本日の議事について審議を行います。

- (1) **議案第12号 下松市社会教育委員(下松市公民館運営審議会委員併任)の委嘱について**

○**教育長** 議案第12号、下松市社会教育委員（下松市公民館運営審議会委員併任）の委嘱についてを議題といたします。

提案者のほうで説明をお願いいたします。引頭生涯学習振興課長。

○**生涯学習振興課長** 議案第12号、下松市社会教育委員（下松市公民館運営審議会委員併任）の委嘱についてご説明いたします。

資料は1ページになります。

社会教育委員は任期が2年となっております、5月31日で任期が満了いたします。再任・新任含め16人について委嘱を行いたいと考えております。学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験の関連する団体からご推薦を頂いている方々となっております。

また、下松市公民館運営審議会につきましては、公民館条例により、下松市中央公民館におき、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業について調査・審議するものとされており、その委員は、社会教育委員と併任ということになりますので、このたび併せて委嘱を行います。

新任は、社会教育分野から下松市小中学校PTA連合会の逸見さん、市スポーツ協会から大段さん、学識経験の分野から、市文化財審議会委員の金谷さんとなっております。

委嘱期間は、6月1日から令和6年の5月31日までの2年間になります。

説明は以上です。

○**教育長** それでは、ただいまの説明につきまして意見・質問がありましたら、挙手してからご発言をお願いいたします。白木委員。

○**委員** これは、ほとんど充て職みたいなのですか。例えば、女性が何%とかという、その枠は何か、目安みたいなのはあるのですか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 各団体から出ている、いわゆる充て職というのがほとんどになっております。女性何人とかいう基準的なものもございません。

○**教育長** そのほかございますか。ないでしょうか。ご質問がないようですので、異議のある方はいらっしゃいますか。では、異議なしということで、可決してよろしいでしょうか。それでは、議案第12号は、全員異議なしということで可決されました。

## (2) 議案第13号 下松市文化財審議会委員の委嘱について

○**教育長** 続きまして、議案第13号、下松市文化財審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者のほうで説明をお願いいたします。引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 議案第13号、下松市文化財審議会委員の委嘱についてご説明いたし

ます。

資料は2ページです。

文化財審議会委員の任期、2年となっております。5月31日で任期満了ということでございますので、委員の委嘱を新たに行います。

文化財審議会規則によりまして、委員が7人以内、学識を有する方ということで、議案のとおり5名の方を委嘱するよう考えております。

このたび新たに、元梅光女学院大学教授の渡辺一雄さんに委嘱することとしております。

渡辺さんは、考古学を専門にされておられて、県内他市の文化財審議会の委員もお務めになっておられます。また、県史の編纂委員や博物館協議会等の委員も務められておられて、下松市文化財審議会の委員として適任であるというふうに考えております。

委嘱期間は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年となっております。

以上です。

○**教育長** それでは質疑を行います。質問がある方は挙手をお願いいたします。白木委員。

○**委員** これは、どういう場合に開かれるのですか、この審議会。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 文化財審議会は、最近、直近で開催したものは、1件ほど文化財が滅失してしまったものがありまして、その指定を取り消すということで審議をしております。また、新たに文化財を指定するときですとか、そういったときに開催をしております。

○**教育長** そのほかございますか。よろしいでしょうか。それでは、意見がないようですね。採決したいと思います。異議のある方はございますか。異議なしということでよろしいでしょうか。それでは、13号につきましては全員異議なしということで可決いたします。

### (3) 議案第14号 下松市人権教育推進委員の委嘱について

○**教育長** 続きまして、議案第14号、下松市人権教育推進委員の委嘱についてを議題といたします。

担当のほうで説明をお願いいたします。引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 議案第14号、下松市人権教育推進委員の委嘱についてご説明いたします。

資料3ページになります。

下松市人権教育推進委員設置規則第2条により、推進委員は、学識経験者、教育関係機関、行政関係機関という区分から組織し、教育委員会が委嘱することになっております。

新任の方につきましては、人事異動や団体の代表者の変更に伴うものです。ほかの方は、これまでどおり再任ということになっております。

任期につきましては、令和4年6月1日から令和5年5月31日の1年間というふうになっております。

以上です。

○**教育長** それでは、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。江口委員。

○**委員** この人権というのは非常に難しいものなのですけれども、主にこの皆さん方、どういった推進活動をされているのでしょうか。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** まず、下松市、毎年度、人権教育の基本計画を、今年度はこうするというようなことを決めております。その会議で今年の方針を決定していく、そういうことを審議していただいております。

それから、人権の大きなイベントであります「人権を考える集い」の企画・運営等をしていただいております。

また、翌年度に向けた人権教育の在り方とまで言うと大げさかもしれないですけど、方向性など話し合うということをやっております。

また、委員さんに対しても、委員同士で意見交換なども実施しております。こういった内容になっております。

○**委員** 人権のイベントは開くことは難しいでしょうけれども、何かそういった人権、子供たち、特に僕は思うのです。子供たちに対しての企画というか、そういったイベントは少ないような感じするのですよ。

だから、もう少し増やしてもらって、いじめとかも人権に入ると思いますが、ささいなことでもあると思うのですが、人権教育はとても大切なので、できるだけ子供たちにもアピールできるような活動をしていただきたいという希望です。

○**教育長** 引頭課長。

○**生涯学習振興課長** 子供たちは、主には学校での教育が中心になろうかと思うのですけれども、生涯学習からも、PTAさんを通じて人権研修への助成を行ってはおります。

○**委員** 分かりました。

○**教育長** 林委員。

○**委員** それと、この人権推進委員会のほうの、私今、人権擁護委員をしています。その関係もあるのですが、小学生については、学校を指定して、人権の花運動という、今年の場合は久保小と公集小ですけど、人権の花、具体的に言うとヒマワリなのですが、ヒマワリを植えて、その育成記録を取ったりすることによって、人権の一人一人に優しさを学ばせようということをやっていた。

中学校は、中学生に対しては、人権作文、これを出して、学校によっては、例えば1年生は全員人権作文を書きなさいというようなことから、それを基に学校での人権教育は進めていらっしゃると思います。

○**委員** ありがとうございます。

○**教育長** ありがとうございます。

そのほかございますか。それでは、ご意見ないようですので、採決したいと思います。異議がある方はいらっしゃいますか。異議がないようですので、全員異議なしということで可決したいと思います。

#### (4) 報告第17号 下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** それでは、続きまして、報告第17号、下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当課のほうで説明をお願いいたします。藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 報告第17号、下松市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

ページ数は4ページになります。

これは、令和4年度から国の要保護児童生徒援助費の補助金の、小学校の新入学児童生徒学用品費等の予算単価が引き上げられたことを受けまして、これに併せて下松市就学援助費交付要綱を改めるものです。就学援助費の単価は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準ずることとなっていることから、このような対応になります。

説明は以上です。

○**教育長** それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。白木委員。

○**委員** 私、年金生活なのですけれど、年金は今度0.4%下がります。それで消費者物価も下がっているのです。ただ、喜ばしいことなのですが、およそ6%も上がっているというのは、これは国が決めてくるのですか。だから、この根拠というのは、何か示されるのですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** この根拠というか、市のほうに変更するというのは、先ほど少しありましたが、要保護児童生徒援助費補助金の単価に一応準ずることになっていて、そちらのほうについては国のほうでいろいろな調査の中から決定していくということなので、それに準じて今、かかっているという形です。

○**委員** だから、中身がどうなっているというのは、分からないということですね。だから、上乘せとか、横出し、品目が増えたとか、そのようなことしか考えられないと思うのですが、わかりました。

○**教育長** よろしいですか。

○**委員** はい。

○**教育長** そのほかございますか。ないようですので、報告17号につきましてご了承のほ

うをよろしく願いをいたします。

議案は以上になります。

本日の審議を一応終結したいと思います。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** そのほか各課から連絡、報告事項がありましたらお願いいたします。金子課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 次回6月の定例会は、6月の23日木曜日になります。

6月の行事予定、5ページにつづっております。確認をお願いします。

以上です。

○**教育長** それでは、以上をもちまして、第5回下松市教育委員会定例会を終了いたします。

午後1時50分終了